愛知県立大学情報ネットワーク委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人情報ネットワーク支援室要綱第3条第3項の規定に基づき設置する愛知県立大学情報ネットワーク委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定める。

(業務)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 愛知県立大学(以下「本学」という。) の情報基盤ネットワークシステムの企画及び評価 に関すること
 - (2) 愛知県公立大学法人法人事務部門法人企画部情報課(以下「情報課」という。) に諮問された本学の各学部・センター等の部局が所管する本学の情報システム等の導入に係る企画及び評価に関すること
- (3) 学術情報部図書情報課が所管する端末室及び図書館パソコン室の企画及び評価に関すること
- (4) 学務部学務課が所管するCALL教室の企画及び評価に関すること。但し、重要な事項については学務課と協議する
- (5) 愛知県公立大学法人情報ネットワーク支援室(以下、「支援室」という。)が取り扱う事項の企画及び評価に関すること
- (6) その他、情報課及び本学の部局情報システム管理者と連携し、本学の情報基盤ネットワークシステムに関する事項を審議する

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 長久手キャンパスから情報科学部長が推薦した情報ネットワークシステムに精通した教員 2名
- (2) 守山キャンパスから看護学部長が推薦した情報ネットワークシステムに精通した教員1名
- (3) その他委員会が適当と認めた者

(任期)

- 第4条 委員の任期は原則として1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合は、その都度補充するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員長は、学長が指名する。
- 2 副委員長は、委員のうち教員から1名を、委員長が指名する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(運営)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

3 委員長及び副委員長は、支援室の会議に委員として出席する。

(教育研究審議会への報告)

第7条 委員長は委員会及びその他の連携において審議した事項のうち、情報基盤ネットワーク システムに関する重要事項について、教育研究審議会議長に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学術情報部図書情報課において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年9月22日から施行する。